

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ〜ニ 略」</p> <p>ホ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（二に掲げる事項を除く。）</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、<u>海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条ただし書及び第三十四条の二十六第一項ただし書において同じ。）を有する銀行に係るものに限る。</u></p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>「イ〜ニ 同上」</p> <p>ホ <u>流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項</u></p>

「へゝル 略」

「六・七 略」

「2ゝ5 略」

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

「一・二 略」

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

「イゝハ 略」

ニ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ハに掲げる事項を除く。）

「ホゝチ 略」

「四ゝ六 略」

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号へ並びに第五号に掲

「へゝル 同上」

「六・七 同上」

「2ゝ5 同上」

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第三号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

「一・二 同上」

三 「同上」

「イゝハ 同上」

ニ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

「ホゝチ 同上」

「四ゝ六 同上」

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号へ並びに第五号に掲

げる事項を除く。)とする。

「一〇三 略」

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

「イ〇ハ 略」

ニ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(ハに掲げる事項を除く。)

「ホ〇チ 略」

「五〇七 略」

「二〇四 略」

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇二十一 略」

二十二 劣後特約付金銭消費貸借(金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。)

による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債(金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。)を発行しようとする場合

「二三〇三十一 略」

げる事項を除く。)とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものに限る。

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ〇ハ 同上」

ニ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

「ホ〇チ 同上」

「五〇七 同上」

「二〇四 同上」

(届出事項)

第三十五条 「同上」

「一〇二十一 同上」

二十二 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合

「二三〇三十一 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	「2 ～ 10 略」	「2 ～ 10 同上」
--------------------	---------------------	----------------------